

令和5年3月

令和5年度 専門研究員 各位

学事担当

専門研究員への物品貸出について

令和5年4月1日より専門研究員となる法科大学院修了者（専門研究員を継続する学生も含む）は、4月3日（月）から、下記物品を学事担当窓口にて借用できます。

【貸出物品】

- ① 附属図書館利用証（新規の方のみ。継続される方は現在の利用証を使用できます）
- ② 入室カード（法科大学院図書室）
- ③ 専門研究員身分証明書（申請時に希望した者のみ）

専門研究員を辞める際（司法試験合格時含む）には、

上記物品は全て返却して頂きます。

紛失しないよう管理には十分に注意してください。